

上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に伴う  
環境影響評価業務  
特記仕様書

上尾伊奈資源循環組合

## 1. 委託業務名

上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に伴う環境影響評価業務

## 2. 業務の目的

本業務は、(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業(以下「対象事業」という。)の実施にあたり、埼玉県環境影響評価条例等に基づき調査を実施し、事業が周辺に与える影響を予測・評価するとともに、関係機関及び地域住民の意見等を踏まえ、環境影響評価手続きを円滑に実施することを目的とする。

## 3. 発注者

上尾伊奈資源循環組合 管理者 畠山 稔(以下、「事業者」という。)

※対象事業は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定める予定であり、事業者に代わり、都市計画を定める伊奈町(以下、「都市計画決定権者」という。)が環境影響評価に係る手続きを行うものである。

## 4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

※各年度の業務スケジュールは別紙1を想定している。

※各業務の完了時期については、都市計画決定権者の都市計画決定手続きの進捗状況を確認して決定することとする。

## 5. 対象事業の概要

計画地 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内

敷地面積 約70,000㎡

施設種類 (1) ごみ焼却処理施設

処理方式 未定

処理能力 186 t/日

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力 13.3 t/日

(3) 資源物処理施設

処理能力 50.5 t/日

## 6. 配置技術者に関すること

### (1) 管理技術者

環境影響評価に関する十分な知識と経験を有し、技術士法(昭和58年法律第2

5号)に規定する技術士(建設部門:選択科目「建設環境」、環境部門:選択科目「環境影響評価」又は衛生工学部門:選択科目「廃棄物・資源循環」若しくは「廃棄物管理」)の資格を有する者とする。

(2) 担当技術者

環境影響評価に関する十分な知識と経験を有し、技術士法に規定する技術士(建設部門:選択科目「建設環境」又は環境部門:選択科目「環境影響評価」)の資格を有する者とする。

なお、担当技術者は管理技術者を兼ねてはならない。

(3) 業務実績

管理技術者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る都道府県又は環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)第11条に規定する市の条例に基づく環境影響評価手続き業務(調査計画書(方法書)から評価書までを、一連の業務として完了したもの)に従事し、完了した実績を有することとする。

## 7. 業務の概要

- (1) 環境影響評価図書(調査計画書、準備書、見解書、評価書)の作成
- (2) 上記業務に必要な現地調査、データ収集・整理、資料作成等
- (3) 環境影響評価手続きに伴う説明会資料の作成及び説明会の開催・運営支援
- (4) 関係機関等との調整
- (5) その他環境影響評価手続きに係る情報提供及びアドバイス等

## 8. 業務内容

(1) 準備

対象事業の内容、本業務の目的を十分理解し、業務概要、実施方針、実施体制、業務工程等について記載した業務計画書を作成する。

(2) 調査計画書に係る手続き

①対象事業の目的及び概要の把握

令和5年度に策定する上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想等に基づき対象事業の種類、規模、施工計画の概要について整理、把握する。

②対象事業実施区域及びその周辺の地域特性の把握

対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況及び自然的状況を文献調査、現地踏査等により把握し、④で選定する調査項目ごとに整理する。

③環境の保全についての配慮事項等の検討

①及び②で把握したことを踏まえ、環境の保全についての配慮事項等を検討し、その経過と結果を整理する。

#### ④調査項目の選定

①～③を踏まえ、環境影響評価の調査対象とする項目を選定する。

なお、現段階では調査対象とする項目は別紙2の内容を想定している。

#### ⑤環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域の設定

④で定めた項目に係る環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域（以下、「基準該当地域」という。）を設定する。

#### ⑥調査、予測及び評価の方法の選定

①～③を踏まえ、④で定めた項目ごとに、対象事業による影響の重大性等を考慮し、調査、予測及び評価の方法を選定する。

なお、現段階では調査の方法は別紙3の内容を想定している。

#### ⑦調査計画書の作成

①～⑥の内容を取りまとめて、調査計画書を作成する。

#### ⑧調査計画書説明会の開催

関係地域（上尾市、伊奈町、桶川市、蓮田市の3市1町）において調査計画書説明会を開催するにあたり、説明会配布資料、説明用資料（説明台本、ナレーションシナリオ等）及び想定問答集の作成を行う。

関係地域の自治体につき各1回の開催を想定する調査計画書説明会に出席し、説明及び質疑応答等の支援を行う。

説明会開催後に速記録を作成し、説明会概要報告書を作成する。

#### ⑨調査計画書の意見の概要の作成

調査計画書に対して提出された意見書について、意見書の提出者又は意見の内容等により分類し、意見書概要を作成する。

#### ⑩埼玉県環境影響評価技術審議会対応

埼玉県環境影響評価技術審議会について、説明資料の作成等の支援を行い、審議会に出席して説明補助を行う。

### (3) 準備書に係る手続き

#### ①対象事業の目的及び内容の把握

調査計画書の内容を踏まえるとともに、令和6、7年度に策定を進める上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画の審議状況等に配慮し、対象事業の種類、規模、対象事業の実施に伴う施工計画の内容について追加、整理する。

#### ②調査計画書に対する意見の概要と見解

調査計画書に対する意見の概要及び知事の見解を整理し、当該意見に対する見解をまとめる。

#### ③調査の実施

文献調査及び現地踏査により、選定項目ごとに選定方法により調査を実施し、調査結果を整理する。

なお、計画地の周辺において、オオタカ等猛禽類の営巢の情報があることから、その繁殖期等も考慮し、調査を一部前倒しで実施する等、業務完了に遅れが生じないよう工夫すること。

④予測の実施

③を踏まえ、選定項目ごとに選定方法により予測を実施する。

⑤評価の実施

③及び④を踏まえ、選定項目ごとに選定方法により評価を実施する。

⑥環境保全措置の検討

③～⑤を踏まえ、選定項目ごとに環境保全措置を検討し取りまとめる。

⑦総合評価の実施

③～⑥の結果を整理し、選定項目に係る環境影響が、実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを総合的に評価する。

⑧事後調査計画の策定

対象事業の環境影響を把握するための事後調査について検討し、事後調査計画を策定する。

⑨準備書の作成

①～⑧を取りまとめて、準備書を作成する。

⑩準備書説明会の開催

関係地域（上尾市、伊奈町、桶川市、蓮田市の3市1町）において準備書説明会を開催するにあたり、説明会配布資料、説明用資料（説明台本、ナレーションシナリオ等）及び想定問答集の作成を行う。

関係地域の自治体につき各1回の開催を想定する準備書説明会に出席し、説明及び質疑応答等の支援を行う。

説明会開催後に速記録を作成し、説明会概要報告書を作成する。

⑪見解書の作成

準備書に対して提出された意見書について、意見書の提出者又は意見の内容等により分類し、当該意見に対する見解をまとめる。

⑫公聴会対応

埼玉県が主催する公聴会に出席し、公述意見の分類整理を行う。

⑬埼玉県環境影響評価技術審議会対応

埼玉県環境影響評価技術審議会について、説明資料の作成等の支援を行い、審議会に出席して説明補助を行う。

(4) 評価書の作成

(3) ⑪～⑬及び知事の意見を踏まえて準備書の内容を修正・捕捉し、評価書を作成する。

(5) 関係機関等との協議及び調整

① 埼玉県環境部環境政策課

(2)～(4)の各手続きにおいて、埼玉県環境部環境政策課との協議・調整を要する際は、資料等を作成するとともに、必要に応じて協議・調整に参加して支援を行うこととする。

② 都市計画決定権者

都市計画決定権者が行う都市計画決定手続きが本業務と密接に関係することを考慮し、都市計画決定権者に対し情報提供及びアドバイスをを行うこととする。

③ 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画

対象事業の内容を具体化する上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画については、令和6、7年度に検討委員会による審議を計8回程度行うとともに、支援業者と業務委託契約を締結して策定する予定である。

受注者は、検討委員会において環境影響評価に関する事項を取り扱う場合は、説明資料の作成等の支援を行うとともに、必要に応じて検討委員会に出席し、説明及び質疑応答等の支援を行う。

また、受注者は、上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本計画の策定支援業者と常に連携して業務にあたることとする。

9. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 調査計画書に係る手続き

① 調査計画書	A 4 版	1 1 0 部
② 調査計画書概要	A 4 版	1 1 0 部
③ 基準該当地域を記載した書類	A 4 版	1 1 0 部
④ ①～③の電子データ (CD-R等)		2 部
⑤ 説明会概要報告書の電子データ (CD-R等)		2 部
⑥ 意見書概要の電子データ (CD-R等)		2 部

(2) 準備書に係る手続き

① 準備書	A 4 版	1 0 0 部
② 準備書概要	A 4 版	1 0 0 部
③ ①及び②の電子データ (CD-R等)		2 部
④ 説明会概要報告書の電子データ (CD-R等)		2 部
⑤ 見解書の電子データ (CD-R等)		2 部

(3) 評価書に係る手続き

① 評価書	A 4 版	1 0 0 部
② 評価書概要	A 4 版	1 0 0 部

③①及び②の電子データ（CD-R等）	2部
(4) その他	
①業務完了報告書 （令和5年度～令和7年度の各年度末及び全体業務完了時）	各2部
②①の電子データ（CD-R等）	2部

## 10. その他

- (1) 業務期間中において発注者の指示があった場合は、成果品は部分提出するものとする。
- (2) 成果品の著作権については、発注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、各年度（令和5年度～令和7年度）及び、全体の業務の完了にあたっては、発注者による業務履行の確認を受けた後、委託料の支払請求書を発注者に提出すること。  
 なお、各年度の委託料の支払限度額については、契約締結時に決定するものとする。
- (4) 発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。
- (5) 仕様書及び特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお、内容を変更する場合は、変更契約を結ぶものとする。

## 電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第1条 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(電子成果品の作成)

第2条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準に示された内容に基づいて作成する。

(電子成果品の提出)

第3条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により1部提出する。

(電子成果品の確認)

第4条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。